

還 付 公 告

令和 7 年 9 月 2 日付還付公告（掲示第 132 号）における  
 番号 3 紙巻たばこ（AMERICAN SPIRIT）  
 について、数量誤りがあったため、下記のとおり訂正し、還付公告する。  
 同物件については、神戸空港国際線の航空機内に放置され、所有者不明のため  
 還付することができないことから、関税法第 134 条第 2 項の規定に該当する  
 同項の領置物件とみなし、還付公告を実施したもの。  
 なお、本公告の日から六月を経過しても還付の請求がないときは関税法第 134  
 条第 3 項の規定を適用し、当該物件は国庫に帰属する。

令和 8 年 6 月 5 日  
 神戸税関長 馬場 義郎

記

訂正前

番号	品名	数量	領置（拾得）年月日	領置場所 （拾得場所）
3	紙巻たばこ （AMERICAN SPIRIT）	1 箱 （20 本）	令和 7 年 6 月 21 日	神戸税関神戸空港事務所 （大韓航空 733 便機内）

訂正後

番号	品名	数量	領置（拾得）年月日	領置場所 （拾得場所）
3	紙巻たばこ （AMERICAN SPIRIT）	1 箱 （14 本）	令和 7 年 6 月 21 日	神戸税関神戸空港事務所 （大韓航空 733 便機内）

当該物件にお心当たりがある方は、神戸税関監視部神戸空港事務所 078-381-5496  
 までご連絡ください。